炉心溶融

福島第1原発1号機　保安院、東電解析より10時間早く

放射性物質　当初の倍、77京ベクレル放出

経済産業省原子力安全・保安院は6日、東京電力福島第1原子力発電所1号機では東日本大震災当日の3月11日午後8時ごろに炉心溶融（メルトダウン）となり、圧力容器が破損したとする独自の解析結果を発表した。電源喪失から炉心溶融までの経緯に違いはないが、東電の解析よりも約10時間早い、地震発生後わずか5時間で、原発事故として最悪の事態になっていた。

1～3号機で事故直後から3月16日までに大気中に放出された放射性物質の量も77京（京は1兆

とに独自に解析した。1号機では3月11日午後5時ごろに圧力容器内の水立が下がり、然料棒が露

一方、2号機が炉心溶融になったのは東電の解析よりも29時間早い、3月14日午後11時ごろ。3号機は逆に13時間遅い、14日午後10時ごろだった。

今回の解析結果が東電の解析と食い違う理由について、保安院は「解析手法や入力する際の想定データなどが違う」としている。また、中に出た放射性物を大幅に上方修は、2号機の放

各地の最大放射線量

単位はマイクロ（千分の1ミリ）シーベルト毎時

観測地点	5日午前9時～6日午前9時	平常時
札幌市	0.031	0.020～0.105
仙台市	0.071	0.017～0.051

最高裁

君が代起立命令 再び合憲

1裁判官反対「厳格審査を」

卒業式などで国旗に向かって起立し、国歌を斉唱するよう求める職務命令が思想・良心の自由を保障する憲法に反するとして、東京都立高校の元教員13人が損害賠償を求めた訴訟の上告審判決で、最高裁第1小法廷（白木勇裁判長）は6日、命令は合憲とする判断を示した。原告側敗訴が確定した。宮川光治裁判官は「合憲かどうかを厳格に審査すべきだ」として反対意見を付けた。

同小法廷は判決理由で、5月30日に第2小法廷が最高裁として初めて示した合憲判決と同様、命令は間接的に思想・良心の自由の制約になり得るものの「式典の秩序などから制約を許容できる合理性、必要性がある」と判断した。

5人の裁判官中4人の多数意見。

宮川裁判官は反対意見で、東京都が2003年に出した起立斉唱を命じる通達を「価値中立的ではなく、一部教員の歴史観に反する行為を強制する意図がある」と指摘。そのうえで職務命令の合憲性について「真にやむを得ない目的か、他の手段がないかなど、より厳格な基準で検討がある」として二審に差し戻す主張した。

上告が棄却され、記者会見する原告ら（6日、東京・霞が関）

原告側は判決会見し「最高裁政の暴走にあぶり、問題を矮しょう）化してを導いた」などと批判した。

一審・東京地側主張を一部認賠償を命じたが東京高裁は一審り消し、原告側としていた。

不明熱 画像検査有効に

がんなど原因特定に一役

国立国際医療研究センター

写真左は治療前、人工血管周辺に細菌感染がある（矢印）。同右は治療後、異常が消え治療成功が確認できた＝国立国際医療研究センター提供

国立国際医療研究センターの窪田和雄医長らは、原因が分からずに38度以上の熱が2週間以上続く「不明熱」の診断に、がん検診などに使う陽電子放射断層撮影装置（PET）による検査が有効なことを突き止めた。炎症が起きているところが分かり、感染症やがんなど発熱原因を特定し、最適な治療法を選択するのに役立つという。成果は米テキサス州サンアントニオで開催される米核医学会で7日発表する。

国立がん研究センター、北海道大、京都大などと協力し、不明熱の患者76人をPETで検査、データを解析した。発熱を引き起こす特定の炎症があったところを、52人のうち81%で正しく診断できた。特定の原因箇所がない24人の75%も間違わず診断できた。

現在は血液検査のほかコンピューター断層撮影装置（CT）やエックス線、超音波など様々な装置を使い、正確な診断を試みている。しかし原因不明の発熱患者の約1割にあたる年間約5万人は解明できないままという。

「きれいな河川」微増の57%

昨年度調査

「大変汚い」関東の割合

国土交通、環境両省は6日、川の生き物を指標に水質を4段階で判定する2010年度の全国水生生物調査結果を発表した。全国の河川計3千地点のうち、サワガニやヘビトンボなどがすむ最高ランクの「きれいな水」の割合は前年度の57%だった。

ゲンジボタ生息する「少しは29%、タニシる「汚い水」はメリカザリガすむ「大変汚い%、判定不能もた。

ブロック別でな水」の割合がったのは北海道で、次いで東北北陸の65%の順変汚い水」の割だったのは関東った。